

札幌市里親支援センター業務仕様書

1 業務の目的

社会的養護が必要な児童の養育については、平成28年児童福祉法改正により家庭養育優先の原則が明確化されたことを背景に、本市においてもより一層の里親委託の推進に向けた取組を進めており、令和4年同法改正で里親支援センターが児童福祉施設として位置付けられたことに伴い、本市里親支援センターを整備することとした。

里親支援センターは、里親支援業務を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者（以下、「里親等」という。）、その養育される児童（以下、「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるようその最善の利益を実現することを目的とし、里親のリクルートから里親登録、委託後の養育、措置解除後に至るまでの一貫した里親支援を行うことを業務とする。

なお、業務の実施にあたっては、「里親支援センターの設置運営について」（令和6年3月29日付こ支家第181号こども家庭庁支援局長通知）、「里親支援センター及びその業務に関するガイドラインについて」（令和6年3月29日付こ支家第185号こども家庭庁支援局長通知）（以下「ガイドライン」という。）及び「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（平成31年4月17日付子発0417第3号厚生労働省こども家庭局長通知）に基づき行うものとする。

【業務実施上のポイント】

本市の里親等委託率（令和5年度末現在 39.1%）は全国平均を上回るも、国の掲げる目標に則した委託率 55.9%（令和11年末）に到達するには、現状以上に里親登録数及び里親等委託数を伸ばすため、一層の取組強化が必要となる。

このことを踏まえ、本事業の計画にあたっては他の里親支援機関との情報共有及び役割分担、連携に十分留意の上、下記の点についてそれぞれ具体的な目標を掲げ、特に注力すること。

- 委託可能な潜在的里親を登録につなげる手法の検討や対象を定めた戦略的なリクルート（下記6(1)参照）
- 里親家庭の定期的な状況把握やアセスメントに基づく円滑なマッチング（下記6(3)②参照）
- 里親委託等推進委員会の定期開催による、学識経験者等幅広い関係者を交えた本市里親支援の在り方や課題解決に向けた取組の検討（下記6(3)①）
- 将来的な自立を目指す委託児童等及び児童を支える里親家庭への進路や就職に関する情報提供や相談対応による自立支援（下記6(5)参照）

2 名称及び設備

(1) 名称

名称に統一感を持たせ市民や関係機関等の認知向上を図る目的から、施設名を「○里親支援センター」とすること。

(2) 設備

里親支援センターには、次の設備を設けるものとする。

- ① 事務室
- ② 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者（以下「利用者」という。）が訪問できる相談室等

③ その他、事業を実施するために必要な設備

※ただし、児童養護施設、その他の社会福祉施設に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。また、設備については、利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

3 職員

(1) 里親支援センターには、「里親支援センター設置運営要綱」(令和6年6月29日こ支家第1817号こども家庭庁長官通知「里親支援センターの設置運営について」)の要件を満たす下記の専任職員を配置すること。

- ① 里親支援センターの長 1名
- ② 里親制度等普及促進担当者(里親リクルーター) 1名
- ③ 里親等支援員 1名
- ④ 里親研修等担当者(里親トレーナー) 1名

(2) 市町村連携職員の配置 1名

里親支援センターにおいて、「児童福祉施設(こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設)における施設機能強化推進費について」(昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知)に基づく市町村連携事業を実施することとし、市町村連携職員1名を配置すること。なお、事業内容、職員の資格要件等の詳細については、上記通知を参照のこと。

4 事業範囲

設置認可時に市が指定した管轄地区を活動範囲とする(分割地域は令和7年1月現在で概ね登録里親160世帯程度の見込み)。また、活動範囲外の里親等や児童相談所からの要望・要請があれば、適宜協議を行い、対応するものとする。

なお、里親支援センター業務6の(1)~(6)のうち、下記の業務については市全域を活動範囲とする。

- ・(2) 研修・トレーニング業務の①~⑤
- ・(3) 里親等委託推進業務の①
- ・(4) 里親等養育支援業務の③と④
- ・(5) 里親等委託児童自立支援業務

※(1) 里親制度等普及啓発・リクルート業務の①~③のうち全市規模のイベントの企画運営に係ることは、5(2)の1点目のとおり委託のうえ合同実施とする。

5 業務委託の制限

(1) 里親支援センターは、6の(1)~(6)の各業務の全部を第三者に委託してはならない。業務の一部メニューを委託することは可能とする。

例) (1)の①を外部業者に委託

なお、委託先及び業務内容については、児童相談所と協議を行うこと。

(2) 6の(1)~(6)のうち下記の業務については、本市が適当と認める者に一部委託することを前提に事業計画をたてること。

- ・(1) 里親制度等普及啓発・リクルート業務の①~③のうち全市規模のイベントの企画運営に係ること(委託のうえ合同実施)・・・当事者団体及び本市における他支援機関に委託
- ・(4) 里親等養育支援業務のうち「③ 里親等の相互交流支援」及び「④ 里親等によ

- る援助活動」…当事者団体に委託
- ・(6) 市町村連携事業のうち「①市が行う里親ショートステイ事業における調整業務」
 - …本市における他支援機関に委託

6 業務内容

週5日・平均40時間以上の開所を原則とし、以下に定める業務を全て実施する。

- (1) 里親制度等普及啓発・リクルート業務
次の①から⑥を行うこと。
 - ① 広報配布物・普及啓発物品の作成
里親制度の普及啓発のため、チラシ・パンフレット等の配布物や啓発物品を作成する。
 - ② 啓発イベント等の開催
里親制度について、広く市民に周知するため、啓発のためのイベントや講演会を開催する。イベント等の実施にあたっては、世代や職業等を問わず、より多くの地域住民の方に里親について知っていただくきっかけとなるよう、創意工夫した企画とする。
 - ③ 里親制度説明会等の開催
地域性や年齢層、福祉や教育関係職種、団体等ターゲットを定め、里親制度の普及啓発のための説明会、里親経験者による講演・体験発表など、様々な手法により戦略的かつ積極的なリクルート活動等を実施し、里親の新規開拓に取り組む。
 - ④ 里親希望者等へのガイダンス
里親希望者等に対しては、里親制度について丁寧に説明することはもとより、里親等委託を必要とするこどもたちのニーズや行動特性と併せて、ガイドラインに掲げる事項を説明し、里親の役割について理解を促す。また、里親登録を希望する場合には研修開催の案内等を送付する。
 - ⑤ 里親希望者等のアセスメント及び家庭状況の調査
里親希望者等に対し、里親の適性評価を含めたアセスメントを実施し、里親になろうとする動機が、里親制度の趣旨と合っているか等、里親としての適性を確認する。
また、児童相談所と相談のうえ訪問調査を行い、居住環境や近隣の環境について把握するとともに、同居している家族にも面会し、意向を確認する。
なお、アセスメント及び家庭状況の把握は申請時のみに行うのではなく、その後も随時必要な情報を追加し包括的に行うこと。また、里親の状況は変化するため、登録里親（未委託里親を含む）アセスメント情報についてはその都度更新すること。
 - ⑥ 児童福祉審議会の会議資料作成等
市の里親登録に際し、⑤の調査結果をまとめた会議資料を作成するなど児童相談所が行う審議会に係る事務の一部を補助する。
- (2) 里親等研修・トレーニング業務
市全域の里親等及び里親登録希望者を対象とし、次の①から⑥を行うこと。
 - ① 新規里親登録研修
養育里親及び養子縁組里親の新規登録希望者に対し、「養育里親研修制度の運営について」（平21年3月31日付雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下、「養育里親研修要綱」という。）及び「養子縁組里親研修制度の運営について」（平成29年3月31日付雇児発第0331第37号厚生労働省雇用均

等・児童家庭局長通知) (以下、「養子縁組里親研修要綱」という。) により定められた里親登録に必要な研修を実施する。

また、本市における他支援機関と費用分担のうえ合同開催とし、研修の開催回数は全市域の登録希望者を対象に合計年6回程度とする。里親支援機関との開催スケジュール、内容、講師選定、留意事項等は児童相談所と協議のうえ決定する。

② 専門里親研修

専門里親の新規登録希望者に対し、「専門里親研修制度の運営について」(平成14年9月5日雇児発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) (以下、「専門里親研修要綱」という。) により定められた里親登録に必要な研修を実施する。

なお、本研修については、令和6年度まで外部機関への業務委託により実施していた状況を踏まえ、委託を含め質の担保に努めること。この際、受講料部分について受講者に負担を求めないこと。

③ 更新研修

養育里親、養子縁組里親及び専門里親のうち登録更新希望者に対し、養育里親研修要綱、養子縁組里親研修要綱、専門里親研修要綱により定められた里親登録更新に必要な研修を実施する。

また、研修の開催回数は年2回以上とし、実施にあたっては、本市における他支援機関と分担して受講対象者の名簿管理を行い、研修の開催スケジュール、内容、講師選定、留意事項等は児童相談所と協議の上、決定する。

④ レベルアップ研修

里親等(未委託里親を含む)の資質向上や養育技術の維持・向上を目的とした講義や事例検討・ロールプレイ等を実施し、委託可能な里親の育成や里親家庭での養育の質の確保に取り組む。

研修については、効果的な人数及び開催方法を設定し、本市における他支援機関と分担のうえ全体で年10回以上企画開催するとともに、受講者の名簿管理及び受講勧奨を行う。

⑤ 里親トレーニング事業

ア 未委託里親に対する研修

未委託里親の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次の(ア)～(ウ)について、継続かつ反復して実施すること。

(ア) 演習(事例検討・ロールプレイ)

(イ) 外部講師による講義の実施

(ウ) 施設及び既に子どもが委託されている里親宅における養育実習

イ ステップアップ研修

委託された子どもが委託解除となった里親に対し、次の(ア)～(イ)について、委託中の養育の反省点や課題を明確にし、今後の委託へ向けたステップアップを図る研修を実施する。

(ア) 里親トレーニング担当職員(以下、「里親トレーナー」という。)との個別面談

(イ) 必要に応じて講義や事例検討等を実施

ウ 委託中の里親に対する研修

資格を持つファシリテーターによる「フォスタリングチェンジ・プログラム」などを実施する。なお、事前にプログラム内容等について委託者の確認を得ること。

⑥ その他

研修の実施にあたっては、「養育里親研修制度の運営について」に基づき、受講者の利便性向上を確保しつつ、可能な限りオンライン化に取り組むこと。

(3) 里親等委託推進業務

次の①から④を行うこと。

① 里親委託等推進委員会等の開催及び参画

本市の里親等委託推進における課題解決を目的として札幌市里親委託等推進委員会を年4回以上開催すること。また、本市における他支援機関とのリクルート及びマッチング状況等の報告会議、その他里親支援に関する会議を開催、参画することにより、里親支援に必要な取組の検討や情報提供等、市全体の里親養育包括支援事業の活性化を図る。なお、参加者については、会議のテーマや目的に応じて学識経験者や支援関係者等から本市と協議のうえ選定を行うこと。

② 里親等と委託候補児童とのマッチング

家庭における養育環境と同様の環境での養育が適切であると判断されたことについて、そのこどもに最も適合すると考えられる委託候補里親等の選定にあたっては、「里親委託ガイドラインについて」（平成23年3月30日雇発児0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の内容を踏まえ、児童相談所に里親家庭等に関する情報を提供するとともに、里親等との連絡調整等を行い、マッチングが円滑に進むように進捗管理を行うなど、必要な支援を行う。

③ 委託前交流の支援

「札幌市里親への委託前養育等支援事業実施要綱」に基づき、委託候補里親に対し事業の紹介や利用申請の支援及び児童相談所との連携による実施施設の選定（実施場所の提供を含む）や調整を行い、円滑な実施を支援する。

④ 自立支援計画への助言

児童相談所が自立支援計画を策定・定期的な見直しをする際に連携を図るとともに、自立支援計画に基づき行われる里親等の養育に対する支援を行う。

(4) 里親等養育支援業務

次の①から⑥の業務を行うこと。なお、業務の実施にあたっては、里親等のみならず、その養育される児童（実子も含む）も対象となるという視点からの支援を行うこと。

① 委託中の里親等への支援

児童相談所及び里親支援専門相談員等との役割分担のもと、里親家庭等への定期的な訪問支援や電話等により、里親等及び里子等の状況の把握を行うとともに、信頼関係の構築に努める。

加えて、随時、里親等からの相談に応じ、適切な助言や関係機関との連絡や調整を行う。

なお、訪問支援実施前には、児童相談所や里親支援専門相談員と訪問日時や支援内容、回数等について、十分調整を行うこと。

② レスパイト・ケアの利用支援

「札幌市里親レスパイト・ケア実施要綱」に基づき、里親等がレスパイト・ケアを利用する場合に、児童相談所との連携のうえ、乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム及びその他市が適当と認めた施設の選定や調整を行うこと。

③ 里親等の相互交流支援

里親等及び里親になろうとする者による相互交流の場を定期的に提供し、情報

交換や養育技術の向上等を図ること。

なお、本業務については、当事者団体に委託することを前提として事業計画をたてることとし、当事者団体の活動推進にも協力すること。

④ 里親等による援助活動

里親等の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者を選定、研修のうえ登録し、里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、養育相談などの援助活動を行う。

なお、本業務については、当事者団体に委託することを前提として事業計画をたてること。

⑤ 里子と実親との関係性に関する支援

里親等に対しては、里子のパーマネンシー保障及び権利擁護のために、実親との交流が重要であることを十分認識してもらえよう研修等で具体的に伝えるとともに、交流前後に里子が不安定になった際、里親等が適切な対応を行えるよう支援する。

里子と実親の面会交流について、児童相談所と協議の上、必要に応じて立ち会いを行う。

⑥ 委託解除後の里親等支援

児童相談所と連携のうえ、委託解除となった里親等への支援として、訪問支援等により解除後のアフターケアを行い、必要に応じて委託中の養育の反省点や課題の振り返りを支援すると共に5-(2)-⑤-イの研修を案内するなど、今後の里親等としての活動のサポートを行う。

(5) 里親等委託児童自立支援業務

自立を目指す里親等委託児童や委託措置解除後の児童及び児童を支援する里親等への相談援助体制を整えることで、児童の社会的自立の促進・安定を図ることを目的として、次の①から③を実施する。

① 児童の進学支援・就労支援等に関する里親家庭等への情報提供・相談援助

ア 進学や就労に際しての奨学金制度やその他就業支援事業等について情報収集を行い、里親家庭等へ提供する。

イ 自立を目指す里子や里親等への定期的な訪問等を通じ、相談援助を行う。

② 高校中退者など個別対応が必要な児童に対する再進学又は就労支援、編入可能な学校等の情報収集を行い、里親家庭等への提供を行うとともに、さまざまな課題を持つ児童等に対し、就職先や解除後の生活施設等についての相談援助を行う。

③ 自立により委託措置解除となった児童に関する相談援助

ア 委託措置解除後の児童の状況把握に努め、必要に応じて、再就職支援や各社会資源への繋ぎ等を行う。

イ アのうち、必要な児童には、訪問支援等を行う。

(6) 市町村連携事業

市町村連携支援員を配置し、次の①、②を実施する。

① 市が行う里親ショートステイ事業における調整業務

「札幌市子育て短期支援事業実施要綱」に基づき、里親等に委託してショートステイを実施する際の利用調整や児童の送迎、実施中のサポートなど包括的な支援を行うこと。

なお、本業務については実施地域（令和6年度：中央区、北区、厚別区）を拡大することを前提とし、市が適当と認める者に一部委託することを前提として事業計画を立てること。また、実施地域の拡大時期・内容については本市と協議を

行うこと。

- ② 区及びその地域資源を活用して里親制度等の普及啓発やリクルート活動を行うこと。

7 守秘義務及び個人情報の保護

個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、この業務目的を達成するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により行うものとする。

業務の遂行に当たって知り得た個人情報や秘密を漏らしてはならない。また、業務に従事する者に対して、同様の規定を順守させなければならない。

従事者のうちから個人情報管理責任者 1 人を選任するとともに、従事者に対し、個人情報に関する研修を実施するなど必要かつ有効な措置を講ずるものとする。

なお、業務の一部を委託する場合は、委託先との契約においても守秘義務を課すこと。

8 市への報告

任意の様式（一部市が別途定める様式を使用すること）を用いて、下記の項目について報告をしなければならない。なお、里子を養育することが不適切と判断される場合など対応に急を要する際は、速やかに児童相談所に報告すること。

(1) 四半期報告

業務の実施状況について、四半期ごとに翌月 15 日までに児童相談所へ報告すること。

(2) その他

児童相談所は、里親支援センターに対して、必要に応じて年度途中においても実施状況の報告を求めることができるものとする。

また、第二種社会福祉事業実地監査を年 1 回受けること。

9 業務の評価

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 88 条の 9 により、里親支援センターは、自ら業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないとされていることから、自己評価を行うとともに、里親支援センターの第三者評価ガイドラインに基づき、業務の評価を行う。

10 従事者の資質の向上

センターの長は、従事者が里親の思いに寄り添ったサポートやスーパービジョンを行うことができるよう、従事者への研修の機会を確保し、必要な資質の向上を図るよう努めること。

11 経費の請求

運営にかかる費用については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号こども家庭庁長官通知）及び「『児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について』通知の施行について」（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 49 号こども家庭庁支援局長通知）に基づき、市に請求すること。

12 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、関係帳簿類や支出証拠書類を整備し、適切な業務運営に努めなければならない。また、本業務の経理については、必ず他の事業と区分して実施すること。なお、本業務に関する書類は、全ての業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (2) 本業務の開始時には、登録里親等が不安を覚えることが無いよう、令和6年度の支援体制を踏まえて円滑に業務が移行できるよう努めること。
- (3) この仕様に定めのない事項又は業務上疑義が発生した場合は、本市（児童相談所）と里親支援センターとの協議により業務を進めるものとする。
- (4) 上記のほか、里親支援センター運営に当たっては、ガイドラインに記載の内容を十分に踏まえて実施すること。